

強者の戦略

東大日本史のみかた 48 [解答編]

こんにちは。日本史の岡上です。さて、今回は華族を中心に貴族院の成り立ちや第二次護憲運動を考えさせる出題でした。教科書ではさらっと書かれている説明の背景に、どんな意味や意図があるのかを考えさせてくれる出題でしたね。

それでは解説を始めていきましょう。

<華族令と貴族院>

設問A

1884年に制定された華族令は、公・侯・伯・子・男の5つの爵位を設けただけでなく、華族の構成に大きな変化をもたらした。その変化はどのようなものであり、またそれはどのような意図でなされたのか。3行以内で述べなさい。

問われているのは、華族令によって華族の構成にもたらされた変化、またその意図。教科書の知識でもある程度解答が作成できそうですが、資料文にも目を通しておきましょう。

(1) 公爵に叙せらるべき者

- 一、親王諸王より臣位に列せらるる者
- 一、旧摂家
- 一、徳川宗家
- 一、国家に偉勲ある者

(「華族叙爵内規」1884年より抜粋)

資料文(1)では1884年の華族令における公爵の構成が定義されており、それは

- ①親王諸王より臣位に列せらるる者
= 臣籍降下をうけた皇族
- ②旧摂家
- ③徳川宗家
- ④国家に偉勲ある者

であることがわかります。

問題文には「1869年に、公卿・諸侯の称を廃止し、華族と称す、として誕生した華族」という文章がありますので、この二つを比較することで、華族の構成の変化を確認することができます。

<従来の華族(1869年)>

- ・公卿・諸侯、すなわち公家と諸大名

強者の戦略

<新たな華族（1884年、華族令）>

- ・①臣籍降下をうけた皇族，②旧摂家＝公家
- ・③徳川宗家＝この時点では諸大名
- ・④国家に偉勲ある者

このようにみると、1884年の華族令で華族として新たに追加された（変化があった）のは、「国家に偉勲のある者」であり、華族の範囲が広がられたことがわかります。

では、その意図はどこにあったのでしょうか。

(2) 第34条 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す
（「大日本帝国憲法」1889年）

資料文(2)にもあるように、華族令により華族の範囲が広がられたのは、将来の貴族院開設に向けた準備であったことは教科書の知識としても大丈夫ですよ。

(4) 第12条 華族の戸主は選挙権及被選挙権を有せず
（「改正衆議院議員選挙法」1900年）

また資料文(4)では、華族の戸主が衆議院の選挙権、被選挙権を有しないことが規定されています。これは華族は衆議院と関わらない、そしてそれは華族によって構成される貴族院が衆議院とは一線を画した存在であることをうかがわせる規定でもあります。

要するに、明治十四年の政変によって国会開設の勅諭（1881年）を出すに至った明治政府は、**二院制を採用し、将来の下院（衆議院）の力を抑制するために上院（貴族院）の設立を考え、その選出基盤をつくる意図が華族令にはあった**のです。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

A 華族令により公家や諸大名に加え、国家に偉勲のある人物が華族に追加された。それは明治政府が国会開設にあたり二院制を採用し、衆議院を抑えるための貴族院の選出基盤をつくる意図があった。（90字）

強者の戦略

<第二次護憲運動>

設問B

1924年に発足した清浦奎吾内閣は、衆議院を解散したため、衆議院議員総選挙が行われた。これに対し、立憲政友会の総裁で、子爵であった高橋是清は、隠居をして、貴族院議員を辞職した上で、衆議院議員総選挙に立候補した。高橋がこうした行動をとったのはどうしてか。この時期の国内政治の状況にふれながら、3行以内で述べなさい。

問われているのは、高橋是清が「こうした行動」をとったのはどうしてか。条件として、この時期の国内政治の状況にふれることが求められています。まずは高橋の「こうした行動」を確認していきましょう。

高橋については「立憲政友会の総裁で、子爵であった」という前置きがあった上で、

- A 隠居をする
- B 貴族院議員を辞職する
- C 衆議院議員総選挙に立候補する

という3つの行動(=「こうした行動」)をしています。ですのでA・B・Cそれぞれの理由を考えていくことで解答を得ることができそうです。

A 隠居をする

何故、高橋は隠居をしたのか。そのヒントは資料文(4)にあります。

(4) 第12条 華族の戸主は選挙権及被選挙権を有せず

(「改正衆議院議員選挙法」1900年)

設問Aでも確認をしましたが、華族の戸主は衆議院の選挙権、被選挙権を有しません。すなわち高橋が華族の戸主である限りは、衆議院選挙に立候補することはできないのです。ちなみに隠居というのは、

戸主が生前に家督を譲渡する(=戸主ではなくなる)ことですから、**子爵の爵位をもつ華族の高橋は戸主の立場を捨てるために隠居し、衆議院議員総選挙に立候補する前提を手に入れたのです。**

B 貴族院議員を辞職する

この理由は、資料文(3)から明らかですね。

(3) 第36条 何人も同時に両議院の議員たることを得ず

「大日本帝国憲法」1889年)

大日本帝国憲法では、貴族院と衆議院の議員を兼ねることはできないとあります。高橋は貴族院議員であったので、やはり**衆議院議員総選挙の立候補の前提として貴族院議員を辞職した**ことがわかります。

このようにみえてくると、高橋の「こうした行動」はすべて「C 衆議院議員総選挙に立候補する」ための前提であったことがわかります。では、衆議院議員総選挙に立候補する理由は何なのでしょう。

ここで条件となっているこの時期の国内政治の状況を考えていきましょう。

まず設問文に「1924年に発足した清浦奎吾内閣は、衆議院を解散したため、衆議院議員総選挙が行われた」とあるように「この時期」が第二次護憲運動の時期であったことが分かります。

第二次護憲運動とは、1924年に貴族院や官僚の勢力を背景に清浦奎吾が超然内閣を組織したことに対し、憲政会(加藤高明)、立憲政友会(高橋是清)、革新倶楽部(犬養毅)の護憲三派が憲政擁護運動を展開したものでした。

では、その第二次護憲運動と高橋が衆議院議員総選挙に立候補することに、どのような関係があるのでしょうか。

まず高橋は第二次護憲運動の当時、立憲政友会の総裁でした。そして、設問文からも分かるようにこの時点では華族であり貴族院議員であったわけです。

強者の戦略

しかし、第二次護憲運動において貴族院中心の清浦奎吾内閣を批判するにあたって、自身が華族であり貴族院議員であることは都合が悪いため、衆議院議員総選挙に立候補し当選することで、清浦内閣との対決姿勢を明確にし、立憲政友会の党勢を拡大しようと考えたのではないのでしょうか。

実際、高橋が衆議院議員総選挙に立候補するのにもない、立憲政友会は分裂し、清浦内閣支持の政友本党が結成されることとなります。つまり、**高橋が衆議院議員総選挙に立候補するという行動によって、〔清浦内閣＝政友本党〕対〔政党内閣＝立憲政友会〕の構図は鮮明化し、憲政擁護運動のなか立憲政友会は党勢拡大を図り、さらには高橋自身も立憲政友会の総裁としての指導力強化を図ったのです。**

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

B 貴族院中心の清浦内閣に対して第二次護憲運動が展開されるなか、高橋は衆議院議員総選挙に立候補することで内閣との対決姿勢を鮮明化させ、立憲政友会の党勢拡大と自身の指導力強化を図った。(90字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送っててくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！